

## 情報連携基盤に関する検討への意見書

平成 23 年 4 月 12 日

(独) 情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー  
ラボラトリー長 小松文子

「バックオフィス連携実現による行政事務の効率化」、「利用者（国民）指向の開かれた電子政府を実現する」ための重要なシステムの位置づけにある情報連携基盤の仕様策定を非常に短期間で実施しなければならない中、検討を推進する事務局に敬意を表しますが、さらに、以下について検討すべきと考えます。

## 1. 技術仕様の妥当性評価の必要性と実施の提案

技術仕様策定時には、システムに対するさまざまな要件を満たす技術手段を検討し選定していくが、そのプロセスにおいて、複数の手段が想定される場合に、各手段について、便益（コストを含む）、制度、運用（含む性能）、など一定の評価基準によって比較評価を実施することが一般的である。並行して、情報セキュリティに関しては、リスクを受容する、回避する、保有するなどのリスク分析により、適切な技術手段を評価・選定していくこととなる。本 WG での骨格案でも、複数の案から選択したであろう結果が記載されているが、これら技術仕様策定のための評価が十分になされているとは判断できず、その妥当性を論じにくい。したがって、制度（番号法）からの要求、関与者への便益、運用（性能と他システムである情報保有機関への影響を含む）、情報セキュリティリスクなどの観点からの妥当性を評価を実施することを提案する。この際は、想定するシナリオに沿った実施が現実的と考える。

補足：以下のような項目について懸念しています。

- ① 国民 ID、リンクコード、番号と多くのコードを管理することの煩雑さ。
- ② リンクコード生成は、可逆暗号方式であるが、テーブル変換方式との比較検討の詳細が必要ではないか。なんらかの変更があった場合、変換テーブル方式の管理の難しさや、暗号方式による性能問題、鍵管理問題との比較が必要ではないか。
- ③ 国民へのアクセスログで開示する情報と、監査追跡のためのログは異なると合意された。これらのログに対して情報連携基盤の役割と機能はどうか。番号法では、情報連携基盤自体への監視、情報保有機関への監視

について規定されると想定できるが、情報保有機関間のデータ連携に対して情報連携基盤の制度的な役割はどうか。また、情報連携基盤の運用主体はどうか。これらによって、システムがどうあるかが策定できるのではないか。

- ④ 利用者の ID 連携，認証連携，アクセス制御を情報連携機関が担うが，アクセス制御情報は，情報保有機関でのみ実施できるというケースがありはしないか。

## 2. 4 月要綱，6 月大綱策定時に，技術仕様はどのような位置づけであるか。

制度策定時には，技術仕様として最低限必要な部分のみを決定すべきと考える。前述したように，技術仕様策定は，評価を含め，慎重にすべきであり，与えられた期間に制定すべき事項のみを審議し決定事項としてはどうか。その他の事項については，決定事項とせず，技術仕様策定へ猶予を持たせるのがスケジュール上現実的かと考える。

以上